

【改訂版】新型コロナウイルス感染者等が確認された場合の民間保育園等における臨時休園等の基本方針（令和2年12月23日時点）

羽曳野市民間保育園連盟

羽曳野市内の民間保育園等で新型コロナウイルス感染者が確認された場合、国の方針などにに基づき、次のとおり対応します。

1 園児・職員が感染者（PCR陽性）となった場合

- (1) 当該施設は、臨時休園とします。
- (2) 臨時休園の期間は、原則、当該施設で感染が確認された日の翌日から1日間（日曜、休日を含む）とします。ただし、施設の消毒作業や、濃厚接触者の特定等に時間を要する場合など、状況によっては、保健所等との協議により、休園期間を延長し、一定期間、登園自粛をお願いする場合があります。
- (3) 再開の時期については、保健所等と相談のうえ、施設の消毒作業、感染者・濃厚接触者の数や保育士の確保、地域の感染状況等を総合的に判断して決定します。
- (4) 休園に関する情報は、各園のホームページに掲載するほか、よい子ネットからも発信しますのでご確認をお願いします。休園中、体調の変化などがあった場合は、かかりつけ医や新型コロナ受診相談センター（保健所）にご相談をお願いするとともに、必ず園にもご連絡をお願いします。

2 園児・職員が濃厚接触者（PCR検査対象）となった場合

- (1) PCR検査の結果が判明するまで、当該園児は自宅待機をお願いし、職員は自宅待機を指示します。
- (2) PCR検査の結果が「陽性」だった場合は、1と同じ対応とします。
- (3) PCR検査の結果が「陰性」だった場合は、「通常通り開所」とします。
ア ただし、検査を受けた当該園児は、国の方針等に基づき、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間登園を避けてください。
(最終接触日が12月1日の場合、健康観察期間の終了日は12月15日です。)
イ 職員の場合は、保健所の指示のもと2週間登園を避けることとします。

3 園児・職員の同居家族が濃厚接触者となった場合

- (1) この場合、検査結果がどちらであっても、原則「通常通り開所」とします。
ただし、当該園児は同居家族のPCR検査結果が判明するまで、自宅待機をお願いし、職員は自宅待機を要請します。
- (2) 同居家族のPCR検査結果が判明した後について
- ア 同居の家族が「陽性」で、当該家庭の園児・職員自身が濃厚接触者となった場合は、2と同じ対応とします。また、保健所の調査で、陽性だった場合は、当該園児・保護者はPCR検査結果が判明するまで自宅待機をお願いし、職員は自宅待機とします。そのうえで、感染の範囲が判明するまで、登園自粛をお願いする場合があります。
- イ 同居の家族が「陰性」だった場合は、当該家庭の園児・職員自身が感染している可能性は非常に低いと認められるため、普段どおり仕事や保育園等に行くことに制限はありません。

4 保育園等に感染者はいないが、羽曳野市内において感染者が確認されている場合

- (1) 基本的に通常通りの開所ですが、状況によっては、感染予防のため保護者の皆様に登園自粛の協力をお願いする場合があります。
- (2) 次の場合、羽曳野市内の全て、または一部の保育園等を臨時休園としたり、あるいは登園自粛をお願いしたりする場合があります。
- ア 市内各所で感染が確認され、感染拡大の恐れがあると判断した場合等
- イ 国・府が緊急事態宣言等を発令した場合等

この基本方針は、令和2年12月23日現在のもので、感染状況等により変更する場合があります。

※ こども未来室こども課に準じてます。

新型コロナウイルス受診相談センター(保健所)

(土・日・祝日もつながります)

藤井寺保健所 06-7166-9911

Fax 06-6944-7579

大阪府 コロナ 保健所を検索してみてください。
ホームページ

保育園は1/4から始まります。感染の症状があった場合、1/4に連絡をお願いします。
(お休みの間で)